

議題 4

広島市教育委員会規則の一部改正等について

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 広島市教育委員会会議規則の一部改正について（議案第10号） | 18 |
| 2 | 広島市少年自然の家条例施行規則の一部改正について（議案第11号） | 23 |
| 3 | 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の制定
について（議案第12号） | 28 |
| 4 | 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第13号） | 38 |
| 5 | 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について（議案第14号） | 42 |
| 6 | 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第15号） | 47 |
| 7 | 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第16号） | 50 |
| 8 | 博物館の登録に関する規則の全部改正について（議案第17号） | 53 |

議案第10号

令和5年3月28日提出

広島市教育委員会会議規則の一部改正について

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（請願等）

第15条の2 委員会に請願、陳情その他これらに類するもの（以下「請願等」という。）をしようとする者（以下「請願者等」という。）は、提出年月日、請願等の件名及び趣旨、請願者等の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）並びに会議への付議を求める旨を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により請願書等の提出があった場合において、当該請願書等の内容が広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）第1条第1号から第3号まで、第7号から第11号まで及び第13号から第15号までに規定する事項

に係るものであるときは、原則として会議に付議するものとする。

- 3 教育長は、請願書等のうち会議に付議しないものについては、当該請願書等の写しを委員に送付するものとする。
- 4 第2項の規定により会議に付議する請願書等を提出した者で、かつ、当該会議において事情を述べること（以下「意見陳述」という。）を希望するものは、その旨を記載した文書を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該者は、教育長が定める時間内に限り、意見陳述をすることができる。
- 5 請願等の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市教育委員会会議規則の一部改正について

1 改正の理由

本市教育行政に、より市民の意見を反映させるため、広島市教育委員会（以下「委員会」という。）に対する請願、陳情その他これらに類するもの（以下「請願等」という。）の委員会の会議（以下「会議」という。）における取扱いについて定めようとするものである。

2 改正の内容

委員会に対する請願等の会議における取扱いを、次のとおり定める。

- (1) 委員会に請願等をしようとする者（以下「請願者等」という。）は、提出年月日、請願等の件名及び趣旨、請願者等の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）並びに会議への付議を求める旨を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならないこととする。
- (2) 教育長は、請願書等の内容が広島市教育委員会事務決裁規則第1条第1号から第3号まで、第7号から第11号まで及び第13号から第15号までに規定する事項に係るものであるときは、原則として会議に付議することとする。
- (3) 請願書等のうち会議に付議しないものについては、当該請願書等の写しを委員に送付することとする。
- (4) 教育長が定める時間内に限り、請願者等に意見陳述の機会を設ける

こととする。

(5) 請願等の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

現行改正比較表（広島市教育委員会会議規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第15条（略）</p>	<p>第1条～第15条（現行に同じ。） <u>（請願等）</u> 第15条の2 委員会に請願、陳情その他これらに類するもの（以下「請願等」という。）をしようとする者（以下「請願者等」という。）は、提出年月日、請願等の件名及び趣旨、請願者等の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）並びに会議への付議を求める旨を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。 2 教育長は、前項の規定により請願書等の提出があった場合において、当該請願書等の内容が広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）第1条第1号から第3号まで、第7号から第11号まで及び第13号から第15号までに規定する事項に係るものであるときは、原則として会議に付議するものとする。 3 教育長は、請願書等のうち会議に付議しないものについては、当該請願書等の写しを委員に送付するものとする。 4 第2項の規定により会議に付議する請願書等を提出した者で、かつ、当該会議において事情を述べることを（以下「意見陳述」という。）を希望するものは、その旨を記載した文書を委員会に提出しなければならない。この場合において、当該者は、教育長が定める時間内に限り、意見陳述をすることができる。 5 請願等の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>
<p>第16条～第20条（略）</p>	<p>第16条～第20条（現行に同じ。）</p>

○広島市教育委員会事務決裁規則（抜粋）

（教育委員会決裁事項）

第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。

- (1) 委員会の権限に属する事務の取扱いに関する一般方針を定めること。
- (2) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び校舎その他の建物の建築の計画に関すること。
- (4) 教育次長、部長、担当部長、医務監、課長、事務長、担当課長、校長、園長その他課長相当職以上の職位の任免に関すること。
- (5) 事務局及び教育機関の職員の分限（休職については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定に基づくものに限る。）（条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員をいう。）、及び臨時的任用職員に対する処分を除く。）及び懲戒に関すること。
- (6) 附属機関の委員の委嘱並びに任命に関すること。
- (7) 学校運営協議会の設置等に関すること。
- (8) 教育委員会規則の制定又は改廃（法令又は条例等の改廃に伴う字句等の軽易な事項の改正を除く。）に関すること。
- (9) 教育事務に関し、市長が作成する議会の議案に対しての意見の申出に関すること。
- (10) 教科用図書の採択に関すること（採択手順の決定及び広島市教科用図書採択審議会調査員の任免を除く。）。
- (11) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (12) 訴訟及び審査請求等に関すること（重要なものに限る。）。
- (13) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (14) 教育事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (15) 博物館の登録及びその取消し並びに博物館に相当する施設の指定及びその取消しに関する
こと。

議案第 11 号

令和 5 年 3 月 28 日提出

広島市少年自然の家条例施行規則の一部改正について

広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 糸 山 隆

広島市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

広島市少年自然の家条例施行規則（昭和 53 年広島市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市三滝少年自然の家条例施行規則

第 1 条中「広島市少年自然の家条例」を「広島市三滝少年自然の家条例」に改める。

第 2 条中「広島市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）」を「少年自然の家」に改める。

第 3 条を削る。

第 4 条中「第 2 条」を「前条」に、「開所し、又は前条に規定する開所日以外の日を開所し、若しくは同条に規定する開所時間を延長する」を「開所する」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市少年自然の家条例施行規則の一部改正について

1 改正の要旨

広島市少年自然の家条例の改正に伴い、題名を「広島市三滝少年自然の家条例施行規則」に改める等所要の改正をしようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

現行改正比較表（広島市少年自然の家条例施行規則）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;"><u>広島市少年自然の家条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>広島市少年自然の家条例</u> ___ (昭和53年広島市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休所日)</p> <p>第2条 <u>広島市少年自然の家</u> (以下「少年自然の家」という。)の休所日は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時に開所し、又は休所することがある。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日</p> <p>(3) 8月6日</p> <p>(4) 12月29日から翌年1月3日まで <u>(プール施設の開所日及び開所時間)</u></p> <p>第3条 <u>広島市似島臨海少年自然の家のプール施設の開所日及び開所時間</u>は、次のとおりとする。ただし、都合により開所日及び開所時間を変更することがある。</p> <p>(1) <u>開所日は、4月1日から6月25日、7月1日から11月30日までとする。ただし、前条の休所日は除く。</u></p> <p>(2) <u>開所時間は、午前9時から午後4時までとする。</u></p> <p>(指定管理者による休所日等の変更)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の規定により少年自然の家の管理を同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、<u>第2条に規定する休所日に開所し、又は前条に規定する開所日以外の日に開所し、若しくは同条に規定する開所時間を延長することができる。</u></p> <p>(使用許可の手続)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定により許可を受</p>	<p style="text-align: center;"><u>広島市三滝少年自然の家条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>広島市三滝少年自然の家条例</u> (昭和53年広島市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休所日)</p> <p>第2条 <u>少年自然の家</u> _____の休所日は、次のとおりとする。ただし、都合により臨時に開所し、又は休所することがある。</p> <p>(1)~(4) (現行に同じ。)</p> <p>_____ (削る。)</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>(指定管理者による休所日等の変更)</p> <p>第3条 条例第16条第1項の規定により少年自然の家の管理を同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、<u>前条</u>に規定する休所日に開所する</p> <p>_____</p> <p>_____ことができる。</p> <p>(使用許可の手続)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により許可を受</p>

けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用開始日の1週間前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会において特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 使用許可の申請は、条例第4条第1項に規定する者（以下「少年等」という。）にあつては使用開始日の9か月前のもの、少年等以外の者にあつては使用開始日の6か月前（使用期間が11月1日から翌年3月31日までの期間内のものにあつては、使用開始日の9か月前）のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 教育委員会は、条例第5条第1項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

5 条例第16条第1項の規定により少年自然の家を指定管理者に行わせる場合における第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定に係る申請書の提出等）

第6条 条例第17条第1項の規定による提出は、教育委員会が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第17条第1項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款その他これに準ずるもの
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 決算その他の経営状況に関する書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

（委任規定）

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2～5 （現行に同じ。）

（指定管理者の指定に係る申請書の提出等）

第5条 条例第17条第1項の規定による提出は、教育委員会が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 （現行に同じ。）

（委任規定）

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

議案第12号

令和5年3月28日提出

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の制定について

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市教育委員会が保有する保有個人情報について、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に規定する開示、訂正及び利用停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等の様式)

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求書、法第91条第1項に規定する訂正請求書及び法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、別に定める様式により、それぞれ作成しなければならない。

(開示の制限等)

第3条 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は、開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使用する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱いなければならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、同項の開示を中止することができる。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（平成8年広島市教育委員会規則第15号）は、廃止する。

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の制定について

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の改正及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について必要な事項を定めようとするものである。

2 規則の内容

(1) 開示請求書等の様式

開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書は、別に定める様式により、それぞれ作成しなければならない。

(2) 開示の制限等

ア 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は、開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使用する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取扱いなければならない。

イ アに違反する者に対しては、アの開示を中止することができる。

3 施行期日等

(1) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（平成8年広島市教育委員会規則第15号）は、廃止する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し(個人情報保護法の改正等)

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
 - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
 - ③ 学術研究分野を含めたGDPR(EU一般データ保護規則)の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
 - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内(地方公共団体関係は公布から2年以内)

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化(マイナンバー法等の改正)

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日(①のうち国家資格関係事務以外(健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など)、公布から4年以内(①のうち国家資格関係事務関連)、令和3年9月1日(②)

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化(郵便局等郵便法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正)

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
 - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を可能とする。
 - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン(移動端末設備)への搭載を可能とする。
 - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日(①)、公布から2年以内(①以外)

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

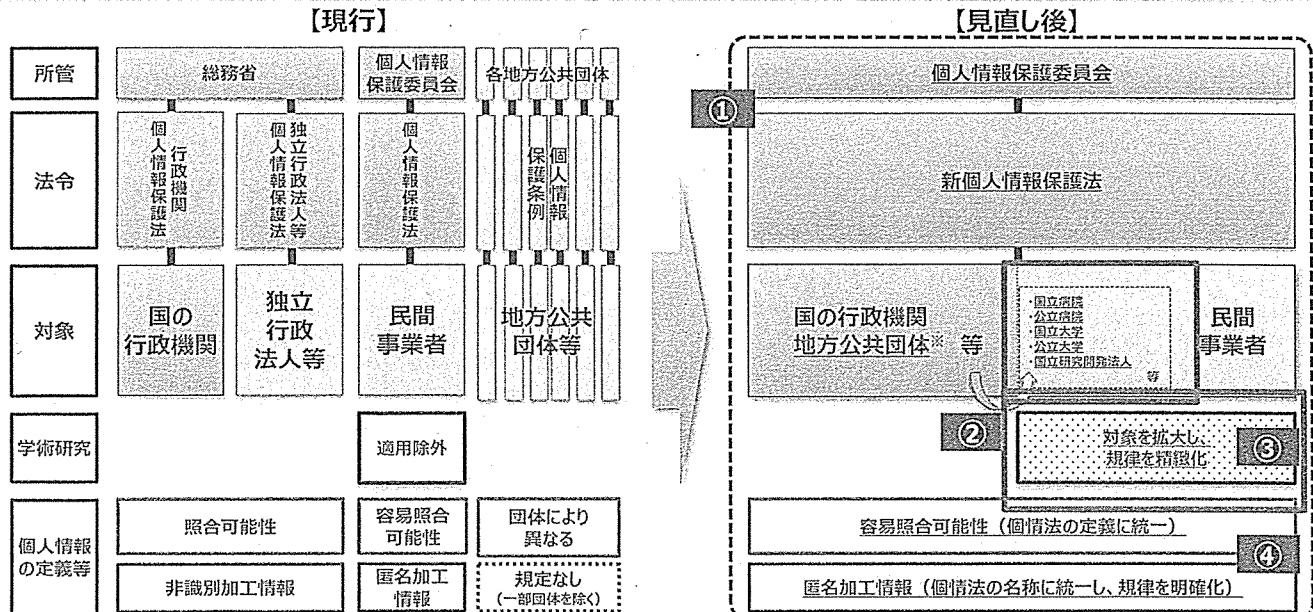
- ① 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
 - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
 - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し(48法律の改正)

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要するとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日(施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。)

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



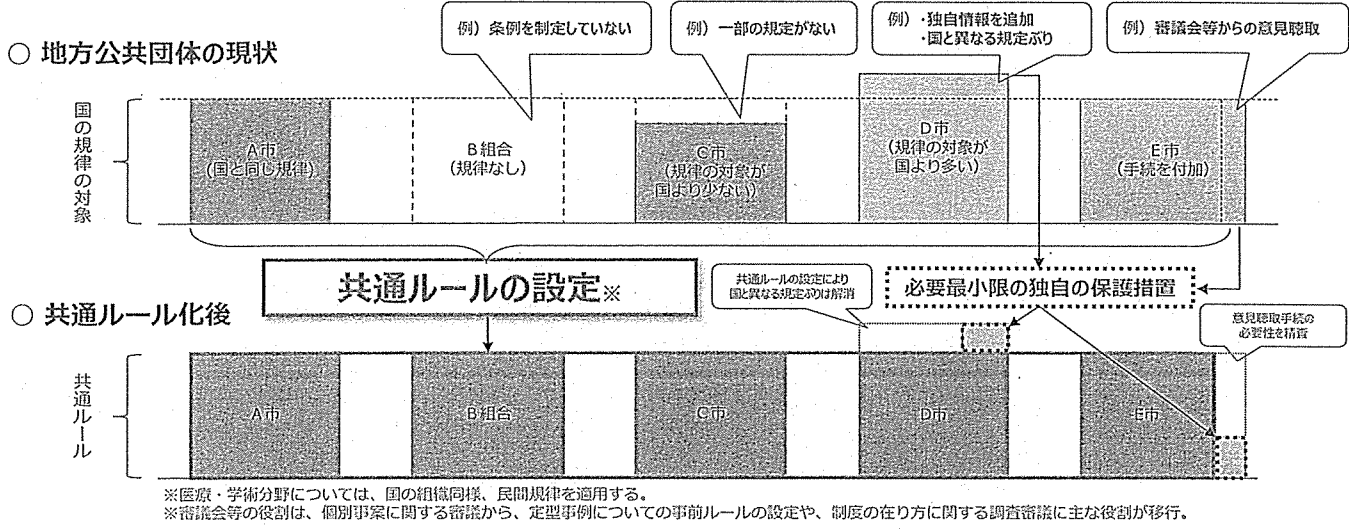
地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうる
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- 病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
 - ※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- 個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
 - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- 個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
 - 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
 - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
 - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- 開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- 匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
 - 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- 施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- 地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- 国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- 条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

に規定する本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

(1) 条例の規定により開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求をし、又は保有個人情報の開示を受けようとする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載され、かつ、その者の写真がはり付けられている運転免許証、旅券その他委員会が認める書類

(2) 前号に規定する者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている国民健康保険被保険者証、国民年金証書その他委員会が認める書類のうちいずれか2種類の書類

2 条例第10条第2項に規定する本人に代わって開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求をしようとする者又は本人に代わって保有個人情報の開示を受ける者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 当該本人に代わって請求をしようとする者に係る前項各号のいずれかに掲げる書類

(2) 当該本人に代わって請求をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が定める者である場合にあっては当該本人の戸籍の謄本又は抄本その他委員会が認める書類、当該本人の委任による代理人である場合にあっては当該請求を当該代理人に委任することを証する書面（当該本人の押印があるものに限る。）及び当該本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

（通知の方法）

第5条 条例第15条第2項、第4項及び第5項、第16条第1項、第17条第2項及び第3項（条例第34条において準用する場合を含む。）、第25条第2項、第4項及び第5項、第26条第1項、第27条、第31条第2項、第4項及び第5項並びに第33条第2項の規定

（削る。）

<p>による通知は、書面により行うものとする。</p> <p><u>(第三者に対する通知に当たっての注意)</u></p> <p>第6条 委員会は、条例第17条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p> <p><u>(第三者に対する通知事項)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(削る。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第7条 条例第17条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開示請求の年月日</p> <p>(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>2 条例第17条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開示請求の年月日</p> <p>(2) 条例第17条第2項各号のいずれに該当するかを別及びその理由</p> <p>(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p><u>(開示の実施の期日等の指定)</u></p>	<p>(削る。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第8条 条例第18条第1項の規定による保有個人情報の開示の実施の期日及び場所は、委員会が指定する。</p> <p><u>(開示の実施の方法等の申出等)</u></p>	<p>(削る。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第9条 条例第18条第2項の規定による申出は、委員会が必要と認めたときは、書面で行わなければならない。</p> <p>2 条例第18条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分</p>	<p>(削る。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(開示の制限等)

第10条 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は、開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使用する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱わなければならない。

2 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、開示を中止することができる。

(簡易開示)

第11条 条例第19条第2項の実施機関が別に定める方法は、委員会が、次に掲げる事項について定めて告示するものとする。

- (1) 口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報の内容
- (2) 口頭による開示請求を行う場所
- (3) 開示方法
- (4) 口頭による開示請求を受け付ける期間
- (5) その他委員会が定める事項

(開示の制限等)

第3条 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は、開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使用する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱わなければならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、同項の開示を中止することができる。

(削る。)

議案第13号

令和5年3月28日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項第12号中「少年自然の家」を「三滝少年自然の家」に改める。

第11条第1項中「第9条第3項」の右に「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項」を加え、「同法」を「行政不服審査法」に改め、同条第2項第2号中「広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の理由

本市教育行政の組織及び運営の効率化を図るため、教育委員会事務局の組織及びその分掌事務について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 広島市似島臨海少年自然の家の廃止に伴い、育成課の分掌事務である「少年自然の家に関すること」を「三滝少年自然の家に関すること」に改める。
- (2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法が教育委員会に直接適用されるとともに、広島市個人情報保護条例が廃止されるため、同条例を引用する部分について規定の整備を行う等所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>第1条（略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 青少年育成部育成課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11)（略）</p> <p>(12) <u>少年自然の家</u> に関すること。</p> <p>(13)～(18)（略）</p> <p>7～13（略）</p> <p>第3条～第10条（略）</p> <p>（審査請求の審査事務）</p> <p>第11条 第2条及び第3条に定める分掌事務のほか、教育委員会を審査庁とする審査請求の審査に係る事務は、教育長が別に指定する事務を除き、次項に定める審査庁事務担当課において所掌するものとする。ただし、当該事務のうち、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項 _____</p> <hr/> <p>_____ 第31条及び第33条から第37条までの規定による審理手続は、総務課（審査庁事務担当課が総務課の場合にあっては、教職員課）において所掌するものとする。</p> <p>2 審査庁事務担当課は、審査請求の対象となる処分又はその不作為に係る制度を統括して所管する課等とする。ただし、次に掲げる処分又はその不作為に係る審査請求に関する事務は、当該処分又はその不作為に係る事務を所掌する課等を審査庁事務担当課とする。</p> <p>(1) 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の規定による開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の教育委員</p>	<p>第1条（現行に同じ。）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条（現行に同じ。）</p> <p>2～5（現行に同じ。）</p> <p>6 青少年育成部育成課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11)（現行に同じ。）</p> <p>(12) <u>三滝少年自然の家</u> に関すること。</p> <p>(13)～(18)（現行に同じ。）</p> <p>7～13（現行に同じ。）</p> <p>第3条～第10条（現行に同じ。）</p> <p>（審査請求の審査事務）</p> <p>第11条 第2条及び第3条に定める分掌事務のほか、教育委員会を審査庁とする審査請求の審査に係る事務は、教育長が別に指定する事務を除き、次項に定める審査庁事務担当課において所掌するものとする。ただし、当該事務のうち、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項又は<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項</u> _____</p> <hr/> <p>_____ 第31条及び第33条から第37条までの規定による審理手続は、総務課（審査庁事務担当課が総務課の場合にあっては、教職員課）において所掌するものとする</p> <p>2 審査庁事務担当課は、審査請求の対象となる処分又はその不作為に係る制度を統括して所管する課等とする。ただし、次に掲げる処分又はその不作為に係る審査請求に関する事務は、当該処分又はその不作為に係る事務を所掌する課等を審査庁事務担当課とする。</p> <p>(1) 広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の規定による開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の教育委員</p>

現 行	改 正
<p>会の決定その他の処分</p> <p>(2) <u>広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）</u>の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の教育委員会の決定その他の処分</p>	<p>会の決定その他の処分</p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律</u> _____の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の教育委員会の決定その他の処分</p>

令和5年3月28日提出

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について
広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を次の
ように定める。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規
則

広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和49年広島市教育委員
会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤
務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の
6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項及び第22条の5第1
項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律
第29号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第
3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の
規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の職名には、広島市教

育委員会職員の職名に関する規則第3条から第5条までの規定によるもののほか、暫定再任用職員であることを示す文字を用いることができる。

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

1 改正の要旨

一般職の職員の定年を段階的に65歳に引き上げること等に伴い、定年前再任用短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務制により採用された職員をいう。）の職名に係る規定を定めようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

暫定再任用職員の職名については、暫定再任用職員であることを示す文字を用いることができる。

現行改正比較表（広島市教育委員会職員の職名に関する規則）

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 広島市教育委員会の任命に係る一般職の職員（以下「職員」という。）の職名については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 職員は、これを指導主事及び社会教育主事並びに事務職員、技術職員、技能職員、業務職員及び給食調理員並びに校長及び教員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。第4条において同じ。）とする。</p> <p>(役付職員の職名)</p> <p>第3条 部、課又は係の長その他役付の職にある者の職名は、教育次長、理事、部長、所長、担当部長、参事、医務監、課長、次長、事務長、担当課長、課長補佐、主幹、専門員、主任指導主事、主任社会教育主事、主任管理主事、係長、主任、主査、主任技師、指導主事、社会教育主事及び管理主事とする。</p> <p>2 役付職員の職名には、それぞれ当該組織上の名称を冠し、必要があるときは、担当事務名を付して用いるものとする。</p> <p>(役付職員以外の職員の職名)</p> <p>第4条 役付職員、校長及び会計年度任用職員以外の職員の職名及び職種名は、別表のとおりとする。</p> <p>2 会計年度任用職員の職名は、教育長が定める。</p> <p>(特別の職名)</p> <p>第5条 法令等の規定に基づき、特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名については、前2条に規定する職名のほか、当該法令等の定めるところによる特別の職名をあわせて用いることができるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>(役付職員の職名)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>(役付職員以外の職員の職名)</p> <p>第4条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>(特別の職名)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p>

現 行	改 正
<p>(<u>再任用職員</u>の職名)</p> <p>第6条 前3条の規定によるもののほか、<u>再任用職員</u> (地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。)の職名には、<u>再任用職員</u>であることを示す文字を用いることができる。</p> <p>別表 (第4条関係) (略)</p>	<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員の職名</u>)</p> <p>第6条 前3条の規定によるもののほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> (地方公務員法第22条の4第1項及び第22条の5第1項)の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。)の職名には、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>であることを示す文字を用いることができる。</p> <p>別表 (第4条関係) (現行に同じ。)</p>

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第29号) 附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の職名には、広島市教育委員会職員の職名に関する規則第3条から第5条までの規定によるもののほか、暫定再任用職員であることを示す文字を用いることができる。

議案第15号

令和5年3月28日提出

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和62年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2五日市南地区学校給食センターの項及び湯来地区学校給食センターの項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について

1 改正の要旨

五日市南地区学校給食センター及び湯来地区学校給食センターの廃止に伴い、これらの機関における安全衛生推進者となるべき者の職に係る規定を削ろうとするものである。

2 施行期日

令和5年4月1日

現行改正比較表（広島市教育委員会職員安全衛生管理規則）

現 行	改 正																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、職場における職員の安全と健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p>(安全衛生推進者)</p> <p>第8条 法第12条の2の規定に基づき、安全衛生推進者を置く。</p> <p>2 安全衛生推進者の設置機関及び安全衛生推進者となるべき者の職は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第9条～第27条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置機関</th> <th style="text-align: center;">安全衛生推進者となるべき者の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可部地区学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>五日市南地区学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>阿戸地区学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>湯来地区学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第10条関係） (略)</p>	設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職	可部地区学校給食センター	所長	五日市南地区学校給食センター	所長	阿戸地区学校給食センター	所長	湯来地区学校給食センター	所長	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>第2条～第7条 (現行に同じ。)</p> <p>(安全衛生推進者)</p> <p>第8条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>第9条～第27条 (現行に同じ。)</p> <p>別表第1 (現行に同じ。)</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置機関</th> <th style="text-align: center;">安全衛生推進者となるべき者の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可部地区学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿戸地区学校給食センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第10条関係） (現行に同じ。)</p>	設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職	可部地区学校給食センター	所長	(削る。)		阿戸地区学校給食センター	所長	(削る。)	
設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職																				
可部地区学校給食センター	所長																				
五日市南地区学校給食センター	所長																				
阿戸地区学校給食センター	所長																				
湯来地区学校給食センター	所長																				
設置機関	安全衛生推進者となるべき者の職																				
可部地区学校給食センター	所長																				
(削る。)																					
阿戸地区学校給食センター	所長																				
(削る。)																					

議案第16号

令和5年3月28日提出

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
改正について

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第56条第2項中「学校栄養職員」の右に「、部活動指導員」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
改正について

1 改正の要旨

広島市立高等学校の部活動の指導体制の充実を図り、部活動を担当する教員の業務を支援するとともに、部活動の質的な向上に資するため、同校に置くことができる教職員等に部活動指導員を加えようとするものである。

2 施行期日

令和5年4月1日

現行改正比較表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

現 行	改 正
<p>目次 （略）</p> <p>第1条～第55条 （略）</p> <p>（教職員等）</p> <p>第56条 高等学校に校長、教頭、教諭、事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、高等学校に主幹教諭、養護教諭、助教諭、講師（非常勤を含む。）、養護助教諭、実習助手、事務長補佐、主任、学校栄養職員_____、技能職員、業務職員及び給食調理員を置くことができる。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>第57条～第77条 （略）</p>	<p>目次 （現行に同じ。）</p> <p>第1条～第55条 （現行に同じ。）</p> <p>（教職員等）</p> <p>第56条 高等学校に校長、教頭、教諭、事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、高等学校に主幹教諭、養護教諭、助教諭、講師（非常勤を含む。）、養護助教諭、実習助手、事務長補佐、主任、学校栄養職員、<u>部活動指導員</u>、技能職員、業務職員及び給食調理員を置くことができる。</p> <p>3～6 （現行に同じ。）</p> <p>第57条～第77条 （現行に同じ。）</p>

令和5年3月28日提出

博物館の登録に関する規則の全部改正について
博物館の登録に関する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 糸山 隆

博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年広島市教育委員会規則第3号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書の様式及び同条第2項第3号に規定する書類は、教育長が別に定める。

（登録の審査等）

第3条 広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第13条の規定による登録の審査に当たっては、同条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。

(1) 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条各号

(2) 博物館法施行規則第20条各号

(3) 博物館法施行規則第21条各号

2 教育委員会は、前項の審査に当たり必要があると認めるときは、その職員に実地調査をさせることができる。

（登録事項の変更の届出）

第4条 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項の変更の届出に係る様式は、教育長が別に定める。

（定期報告）

第5条 法第16条の規定による定期報告の時期及び内容については、教育長が別に定める。

（廃止の届出）

第6条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出に係る様式は、教育長が別に定める。

2 前項の届出は、その事由が生じた日から20日以内に、行わなければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館の登録に関する規則の全部改正について

1 改正の理由

博物館法の改正に伴い、本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における博物館の登録の審査に係る基準を定める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 博物館の登録の審査における、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究を行う体制、職員並びに施設及び設備に関する基準については、博物館法施行規則第19条から第21条までに規定する参酌すべき基準のとおりとする。
- (2) 教育委員会は、(1)の審査に当たり必要があると認めるときは、その職員に実地調査をさせることができることとする。
- (3) 博物館の登録に関し必要な登録申請書、登録事項の変更の届出及び博物館の廃止の届出に係る様式等並びに博物館の運営状況に係る定期報告の時期及び内容については、教育長が別に定めることとする。
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

現行改正比較表（博物館の登録に関する規則）

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第2条 <u>法第10条</u>の規定による登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付した博物館登録申請書を広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>地方公共団体が設置するもの</u>にあつては設置条例の写し、<u>一般社団法人又は一般財団法人が設置するもの</u>にあつてはその定款の写し、<u>宗教法人が設置するもの</u>にあつてはその規則の写し</p> <p>(2) <u>館則の写し</u></p> <p>(3) <u>直接、博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面</u></p> <p>(4) <u>当該年度における事業計画及び当該事業に係る予算を記載した書面</u></p> <p>(5) <u>博物館資料の目録及び学芸員の氏名を記載した書面</u></p> <p>(登録要件の審査等)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、<u>法第12条</u>の規定による登録要件の審査に当たっては、<u>実地調査及び学識経験者の意見を聴く等</u>、審査の適正を期さなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の審査の結果、法第12条の登録要件を備えていると認めるときは、遅</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第2条 <u>法第12条第1項</u>に規定する登録申請書の様式及び同条第2項第3号に規定する書類は、<u>教育長が別に定める。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(登録<u> </u>の審査等)</p> <p>第3条 <u>広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、<u>法第13条</u>の規定による登録<u> </u>の審査に当たっては、<u>同条第1項第1号、第2号及び第6号</u>に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。</p> <p>(1) <u>博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条各号</u></p> <p>(2) <u>博物館法施行規則第20条各号</u></p> <p>(3) <u>博物館法施行規則第21条各号</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の審査に当たり必要があると認めるときは、その職員に実地調査をさせ</u></p>

滞なく、博物館登録簿に登録しなければならない。
い。

(登録の取消し)

第4条 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしようとする場合は、前条の規定に準じ、審査の適正を期するとともに、あらかじめ、当該博物館の設置者に対し、教育委員会の指定する場所において、口頭及び書面による陳述の機会を与えなければならない。

2 前項の口頭及び書面による陳述は、博物館がその要件を欠くに至ったと認めた日から、30日以内にしなければならない。

(登録事項等の変更の届出)

第5条 博物館の設置者は、第2条の規定による博物館登録申請書の記載事項について変更があったときは、速やかに、博物館変更届により、教育委員会に届け出なければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月30日及び3月31日までに、届け出るものとする。

(新設)

(廃止の届出)

第6条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、その事由が生じた日から20日以内に、博物館廃止届により、教育委員会に届け出なければならない。

(登録等の公示)

第7条 教育委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示しなければならない。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消

ることができる。

(削る。)

(登録事項の 変更の届出)

第4条 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項の変更の届出に係る様式は、教育長が別に定める。

(定期報告)

第5条 法第16条の規定による定期報告の時期及び内容については、教育長が別に定める。

(廃止の届出)

第6条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出に係る様式は、教育長が別に定める。

2 前項の届出は、その事由が生じた日から20日以内に、行わなければならない。

(削る。)

<p>をしたとき。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>_____</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>
--	---

関係法令（一部抜粋）

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

（目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- 四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- 十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を

援助すること。

- 2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（登録）

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるとする。

（登録の申請）

第十二条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 - 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
 - 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

（登録の審査）

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）
 - (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

- 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
 - 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

- 2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に

係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

(規則への委任)

第二十二条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）

（博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準）

第十九条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

（博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準）

第二十条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 同条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

（博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準）

第二十一条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第五号に規定する施設及び設備に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。